

新型コロナウイルス対策

企業・組織における初動対応ガイドライン
(第1版)

成長を目指す感染対策プラットフォーム

目 次

I	目的.....	1
II	初動対応の重要性について	1
III	初動対応について	3
1	対応組織.....	3
2	初動対応.....	3
2 - 1	発症者の発生時の対応.....	3
2 - 2	各担当者の役割.....	4
2 - 3	発症者の介助について	5
3	事前準備.....	8

I 目的

本ガイドラインは、自社社員又は取引先社員等が新型コロナウイルスに感染した疑いが生じた場合、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、事業を中断なく継続させるために、初動において必要な対応策の指針を示すことを目的としています。

II 初動対応の重要性について

新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」において指定感染症に指定されており、法律に基づき

- ①感染者（PCR検査等により新型コロナウイルスへの感染が確定した者（以下同じ））には、入院や宿泊施設での隔離、就業制限等が勧告
- ②濃厚接触者には感染者と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い、不要不急の外出を控えるよう保健所から指導されます。

このため、新型コロナウイルスに感染した場合、感染者は一般的に数週間以上、濃厚接触者も 14 日間出社ができない状態となり、感染が確定した日（PCR検査で陽性が確定した日）から直ちに多くの社員・スタッフが出社できなくなり、事業が中断してしまう恐れが多分にあります。

新型コロナウイルスへの感染は、発熱等の症状が出た（発症）後、PCR検査を含む医師の診断（確定診断）を受けて感染が確定します。発症から確定診断を受けて感染が確定するまでに、地域差がありますが1～3日程度の時間を要しています。

このため、社内から発症者が出てから感染の確定診断が得られるまでの1～3日間、発症者は新型コロナウイルスに感染しているか分からない状態のまま過ごすことになり、濃厚接触者も確定できないままになります。

新型コロナウイルスの場合、ウイルスの体外への排出は、発症する2～3日前より始まり、発症前後に感染力が最も強くなると報告されています。

つまり、社員や来訪者が発症した場合、「その時」が最も感染力が強いことから、厳重な注意が必要です。

社内での感染拡大防止や事業への影響を最小限に止めるためには、感染の確定診断を待つことなく、速やかに適切な対応（初動対応）を取ることが非常に重要です。

（参考）感染対策に係る主な言葉の定義

感染	体内に入ったウイルスが、体内で増えて寄生した状態を言います。感染するとウイルスを体外へ排出するようになり、他の人へ感染を拡げてしまいます。
発症	感染によって発熱や咳、倦怠感等の病気の症状が出ることを言います。
濃厚接触者	感染者の感染可能期間※に接触した者のうち、次のいずれかに該当する者を言います。 ※感染可能期間：感染症を疑う症状が現れた日の2日前から隔離開始までの期間 ・感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者 ・適切な感染防護無しに感染者を診察、看護もしくは介護していた者 ・感染者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、感染者と15分以上の接触があった者
確定診断	症状の推移や接触歴等の問診で得られた疫学的背景や身体診察所見、各種検査所見等の臨床的特徴を総合的に判断して検査の必要性を検討し、病原体診断（核酸増幅法(PCR 法など)や抗原検査）の結果が陽性となった場合に、確定診断となります。

Ⅲ 初動対応について

1 対応組織

初動対応を円滑に実施するため、事前に以下の担当者を選任し、役割等について周知し訓練を実施しておきましょう。担当者は兼任することも可能ですが、作業を分担して確実且つ迅速に実行するため担当は分けることを考えましょう。

- ①経営陣
- ②危機管理担当者
- ③感染対策担当者
- ④事業継続担当者
- ⑤広報担当者

2 初動対応

2-1 発症者の発生時の対応

風邪の症状や新型コロナウイルスに特徴的な症状が現れた時は、新型コロナウイルスに感染している疑いがあります。

このため、本人から直ちに社内の専任の担当者（以下「危機管理担当者」といいます。）に連絡をさせてください。

就業時間中、就業時間外、週末や祝祭日に関わらず、症状が現れた時は速やかに必ず連絡する必要があります。

（参考）新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状

<最もよくある症状>

発熱（37.5 度以上または基礎体温 + 1℃以上の発熱）

咳（乾いた咳）

倦怠感

<時折みられる症状>

鼻づまり

頭痛

結膜炎

喉の痛み

下痢

味覚または嗅覚の消失

皮膚の発疹、または手足の指の変色

※症状が重篤な場合は、直ちに治療を受けてください。

※医療機関や地域によって対応が異なりますので、かかりつけ医師または医療機関にかかる前に、必ず事前に電話で連絡をとって下さい。

2-2 各担当者の役割

(1) 経営陣

- ①社内に発症者が出たことを認知し、感染拡大防止のため手を触れる部分の消毒の徹底や換気等、感染対策の強化を指示
- ②社員の健康管理の強化（出社前の体温測定、体調チェックの徹底等）を指示
- ③濃厚接触者（候補者）を出勤させるかの検討および指示
- ④発症者の感染が確定した場合の対応指示
- ⑤社員のための相談窓口の設置を指示

(2) 危機管理担当者

- ①発症者からの第一報を受信
- ②発症者に対し、各自治体の定める連絡先（帰国者・接触者相談センター等）へ連絡するよう促す
- ③経営陣、感染対策担当者、事業継続担当者等予め決められた先に連絡
- ④発症者が当該連絡先から受けた指示及び経過の把握
- ⑤社内で発症者が発生した場合の発症者の介助（危機管理担当者または介助者に選定された者が対応）
- ⑥対策が包括的に行われているかのモニタリングを行い、定期的に経営陣へ報告

*本ガイドラインをもとに実行可能なマニュアルを予め作成

(3) 感染対策担当者

- ①社内の感染拡大防止活動を推進し、感染対策の実施状況の確認・指導
- ②発症者にヒアリングを行い、濃厚接触者（候補者）の洗い出し
- ③濃厚接触者（候補者）への連絡と発症者との接触状況の確認

(4) 事業継続担当者

- ①発症者及び濃厚接触者（候補者）が出勤できなくなった場合の事業への影響を確認し、対応検討策の立案を指揮
- ②立案した対応策を元に、社内関連部署や取引先等への通知等の作業を監督し、実施状況をモニタリング

(5) 広報担当者

直接の取引先以外で影響を受ける利害関係者がある場合、対応を経営陣と検討し実行

2-3 発症者の介助について

(1) 新型コロナウイルスの排出

ウイルスの排出は発症する2～3日前より始まり、発症前後に感染力が最も強くなると報告されています。

社員や来訪者が発症した場合、その発症時が最も感染力が強いことから、厳重な注意が必要です。

(2) 発症時の状況別対応例

①社員が自宅で発症した場合

出社はさせず自宅待機とし、本人から地域の相談窓口等へ連絡するよう促します。重篤な症状がみられる場合は、救急対応の措置をとるよう促します。

②社員が出勤途上で発症した場合

原則として出社はさせず帰宅させ、本人から地域の相談窓口等へ連絡するよう促します。救急の対応が必要と推察される場合は、途中下車し救急対応の措置を周囲にとってもらうよう促します。

また、帰宅させることの方が当人にとってリスクが高いと考えられる場合（例えば、1 人暮らしや基礎疾患のある高齢者と同居している等）は出社させ、会議室等、他の社員と接触させないようにし、必要な措置をとります。

③社員が社内で発症した場合

会議室等、他の社員と接触させないようにして、必要な措置をとります。

④社員が出先で発症した場合

原則として直接帰宅させ、本人から地域の相談窓口等へ連絡するよう促します。ただし、直接帰宅させることが出来ない場合は帰社させ、会議室等、他の社員と接触させないようにして必要な措置をとります。

なお、当該社員が持ち帰ったもの（書類、PC 等）や衣服にはウイルスが付着している恐れが非常に高いと考える必要があります。社内にウイルスが拡散しないよう、また対応する社員が感染しないよう、当該物品について消毒する前に他の社員やスタッフが直接手で触れたり、社内備品に接触することがないように取り扱う必要があります。

⑤社員がプライベート時間中に発症した場合

週末や祝祭日に関わらず、症状が現れたら速やかに連絡をさせ、本人から地域の相談窓口等へ連絡するよう促します。

⑥出張先、旅行先で発症した場合

プライベートに準じます。ただし、出張・旅行先で入院又は外出自粛等になる可能性がありますので、滞在先を把握しておく必要があります。

⑦発症した来訪者があった場合

発症者を社内に入室させず、原則としてお引き取りいただきます。

こうした対応を円滑に行うため、あらかじめ発症者の入室をお断りする旨を主要取引先に周知するとともに、会社の入口等に掲示しておくことが必要です。

⑧来訪者が社内で発症した場合

社員等と同様に必要な措置を取ります。なお、来訪者の応対をする場合は、応対者が濃厚接触者とならないよう留意することが必要です。

（3）発症者を介助する社員の感染対策について

①感染対策の考え方

新型コロナウイルスは、発症時が最も感染力が高いことから、発症者を介助する社員の感染リスクは高いと言えます。

感染は、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものですから、共助の精神から誰が介助者になっても良いように、社員全員があらかじめ感染対策に関する研修を受け、エビデンス（科学的データ）に基づいた感染対策物品を装着して、対応できるように研修を行っておく必要があります。

病院では个人防护具（PPE）^{（注）}を用いて、標準予防策（スタンダードプリコーション）を適切に行っていることから、感染を起こさず医療行為が行われています。それをそのまま一般社会へ当てはめることは出来ませんが、会社はエビデンス（科学的データ）に基づいた感染対策の物品を用意し、社員の感染リスクを低減させ、安全配慮義務を遂行する必要があります。

（注）个人防护具（PPE）：フェイスシールド・ゴーグル、キャップ、マスク、手袋、ガウン・エプロン、シューズカバー等

②準備

感染者の介助のためには、以下の物品を準備しておきましょう。

1. 高性能 N95 マスク

ウイルスが体内に入らなければ感染は起こりません。

ウイルスの主な入り口である口と鼻を防御することが最も重要です。発症者は、感染拡大を防ぐため、介助者は自身への感染を防止するため、通常のマスクよりもより高性能な N95 マスクを装着しましょう。

2. 抗ウイルス機能を持つフェイスガード／ゴーグル

もう一つのウイルスの主な入り口である目を守るため、介助者はフェイスガード／ゴーグルを装着します。抗ウイルス機能を持つ製品を選びましょう。

3. グローブ

発症者の持ち物はウイルスや細菌が付着している恐れが高いため、介助者はグローブを付けましょう。

感染者の気道分泌物もしくは体液に素手で直接触れた場合、濃厚接触者に該当する可能性があります。

4. プラスチックエプロン

発症者が咳やくしゃみをした場合、飛沫が介助者の服に付くことを考慮し、出来れば使い捨てのプラスチックエプロンを介助者は装着します。

5. 消毒薬（70％以上95％以下アルコール）

手指消毒、環境の消毒に使用するアルコール消毒薬^{（注）}を必ず用意しておきましょう。

（注1）ジェル状のアルコールは、環境消毒には適していませんので、初動対応用には液体アルコールを用意しましょう。

（注2）アルコールに過敏な方には使用を控え、石鹸を使用し流水で手を洗ってください。

6. ペーパータオル

環境の消毒に使用するペーパータオルも用意しておきましょう。

7. 体温計（体温測定器）

感染リスクを低減する為、少なくとも非接触型の体温計（体温測定器）、出来れば機械式の非接触型自動体温測定器を導入しましょう。

3 事前準備

感染対策には方程式〔感染対策の方程式＝①情報×（②計画＋③物品＋④研修）TM〕があります。感染対策の方程式にある①から④の4つの要素が揃うことで、感染対策は有効に機能します。

初動対応についても同様であり、①正しい情報に基づき、②初動対応マニュアルの策定、③物品の整備、④研修の実施が不可欠と言えます。

（参考）感染対策の方程式TM

【感染対策の方程式＝情報×（計画＋物品＋研修）TM】

①【正しい情報】は全ての対策の基本であり、噂などに惑わされないよう

【正しい情報を見極める力】が重要です

②正しい情報に基づいた論理的に正しい【対策計画】を立てます

③計画を実行するために必要な【適切な物品】を導入します

④物品を使いこなし、計画を実行するための【十分な研修】を行っておきます

(1) 初動対応マニュアルの策定

本ガイドラインは、初動対応の指針を示しているものです。実際の初動対応を進めるためには、本ガイドラインを参考として、それぞれの会社の実態に沿った初動対応マニュアルの策定が不可欠です。

(2) 物品の準備

初動対応、感染対策に必要な物品がなければ、十分な感染対策は実施できません。現在、様々な品質の感染対策物品が流通しています。物品の準備に当たっては、エビデンス（科学的データ）に基づいた感染対策物品を準備しましょう。

(3) 組織体制構築と訓練

マニュアルに体制図を書き込んだだけでは、初動対応時には機能しません。組織体制を構築し、事前に訓練を実施しておきましょう。

なお、発症時に連絡する各自治体の定める連絡先（帰国者・接触者相談センター等）については、自治体によって連絡先・連絡方法が異なるほか、流行の状況に応じて変更になることがありますので、社員の居住する自治体ごとの連絡方法について、定期的に確認して、初動対応マニュアルに整理しておく必要があります。

Plat

白書では伝えきれないこと

新型コロナウイルスはこれからも社会の中に存在し続けます。私たちは、感染リスクをコントロールしながら社会・経済活動を続ける New Normal（新しい日常）への転換を求められています。「成長を目指す感染対策プラットフォーム」は、厳しい状況のなかでも前に向かう歩みを止めない経営者の皆様に応援しています。



新型コロナウイルス対策 企業・組織における初動対応ガイドライン

2020年10月24日 第1版発行

著 者	尊田京子((株)東京メディカルコンサルティング)
企画・編集	大谷耕蒔((株)エルブスタイル)
発 行 人	大谷耕蒔
発 行 所	成長を目指す感染対策プラットフォーム事務局
電 話	050-3631-4505
FAX	045-345-0191

Copyright(C) 2020 Tokyo Medical Consulting Co., Ltd. All Rights Reserved